

刈谷市中小企業振興基本条例  
骨子案

平成28年12月

## 1 前文

私たちのまち刈谷市は、古くは城下町として栄え、大正時代からの積極的な企業誘致と先人のたゆみない努力の積み重ねにより、工業都市としての基盤を築き、自動車産業の成長と共に、日本有数のものづくりのまちとして飛躍的に発展してきました。この発展は、大企業のみでなく、個性豊かな多くの中小企業によってもたらされたものであります。

今後も刈谷市が、激変する社会経済情勢の下で、持続的に発展し続けるためには、中小企業が成長発展し、新たな産業を創出するとともに多様性を確保することが求められます。

そのためには、意欲ある中小企業者が、その創意工夫と努力をもって新分野への進出等に挑戦できる環境や、中小企業に関係する全ての者が連携・協力する環境を整備する必要があります。

私たちは、このことを深く認識し、中小企業に関係する全ての者が一体となって、中小企業の振興に取り組むため、この条例を制定します。

### 【解説】

前文は、この条例を制定する背景や趣旨とともに、中小企業の果たしている役割や重要性、中小企業の振興の必要性といった条例全体の考え方を示しています。

まず、刈谷市が発展してきた経緯と、その発展が大企業のみならず、個性豊かな多くの中小企業の協力によってもたらされたものであることについて述べています。

次に、本市が今後も発展していくためには、意欲ある中小企業者の積極的な事業活動が求められていることを述べ、そのためには中小企業に関係する全ての者が連携・協力する環境を整備する必要があります。また、中小企業が挑戦し、発展することは、単に経済の発展のみならず、市民生活の向上につながるものであるとの確信の下で、中小企業を取り巻く全ての者が一体となって、中小企業の振興に取り組む決意を宣言しています。

## 2 目的

この条例は、中小企業の振興について基本理念を定め、市、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関、大学等及び市民の役割を明確にし、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とします。

## 【解説】

この条例は、中小企業の振興に関する基本的な方向性や姿勢を示すいわゆる理念条例です。

条例の目的が、中小企業の振興を図ることにより最終的には地域経済の発展と市民生活の向上に寄与することを明記しています。

### 3 定義

この条例において、使用する用語を以下のとおり定めます。

- ① 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」といいます。）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- ② 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- ③ 中小企業団体 商工会議所、商店街振興組合その他中小企業を支援する事業を行う団体であって、市内で事業活動を行うものをいいます。
- ④ 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内で事業活動を行うものをいいます。
- ⑤ 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営む者であって、市内で事業活動を行うものをいいます。
- ⑥ 支援機関 国又は愛知県が所管する中小企業の支援に取り組む公的な機関で愛知県内に事業所を有する法人及び中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第21条第2項に規定する認定経営革新等支援機関であって、市内で事業活動を行うものをいいます。
- ⑦ 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関その他の研究機関であって、市内で活動を行うものをいいます。
- ⑧ 市民 市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者をいいます。

## 【解説】

この条例において使用する用語の意味を定義しています。

①では「中小企業者」を、②では「小規模企業者」を定義しています。

下表に記載しているとおり、「中小企業者」という用語は「小規模企業者」を含む概念です。

なお、この条例では、個々の経営体について述べる場合は「中小企業者」、中小企業全体を言う場合は「中小企業」というように、「者」の有無で使い分けています。

業種分類	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額又は出資額の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下

③「中小企業団体」とは、商工会議所、商店街振興組合及びこれらに準ずる団体のほかに、中小企業家同友会など、市内で中小企業の支援を行う幅広い団体を指します。

④「大企業者」とは、①と②で定義した者以外の者で、市内で事業活動を行う者を指します。

⑤「金融機関」とは、市内で事業活動を行う銀行、信用金庫、信用協同組合をはじめ、労働金庫、農業協同組合の預貯金取扱金融機関のほか、信用保証協会や銀行協会などの関係機関を指します。

⑥「支援機関」とは、市内に所在するあいち産業科学技術センターをはじめ、公益財団法人あいち産業振興機構、独立行政法人中小企業整備基盤機構中部本部など、愛知県内に事業所があり、中小企業支援を行う国や愛知県が所管する機関及び国の経営革新等支援機関として認定された税務、金融、企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の金融機関、中小企業支援機関で、いずれも市内で事業活動を行う機関を指します。

⑦「大学等」とは、市内で事業活動を行う学校教育法第1条に規定する大学、高等専門学校などの教育機関のほか、国立大学法人法第2条第4項に規定する大学共同利用機関といった公的研究機関などを指します。

⑧「市民」とは、本市の住民や本市に通勤・通学する者を指します。本市に係るす

る多くの皆様に、様々な形で中小企業の振興に協力していただくことが重要であるため、広く定義しています。

#### 4 基本理念

中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念とします。

- ① 中小企業者の創意工夫と自主的な努力を基本とすることとします。
- ② 中小企業者が、多様な事業活動を通じて、雇用の創出と安定をもたらす重要な存在であると認識することとします。
- ③ 市、国、愛知県、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関、大学等及び市民が連携・協力することとします。

#### 【解説】

中小企業の振興を推進するに当たり、基本的な考え方を示しています。

- ① 中小企業基本法第3条（内容はこのページ下を参照）に規定される基本理念に鑑み、中小企業者の多様で活力ある発展に向け、中小企業者自らが積極的に新事業を切り拓くような努力をすることを前提とし、創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力を促進するような取り組みが重要であることを示しています。
- ② 中小企業の振興に関わる全ての者が、「中小企業者は多様な事業活動を通じて、雇用の創出と安定をもたらす不可欠な存在である」という認識を持つことが重要であることを示しています。
- ③ 中小企業の振興に関わる全ての者が、連携・協力して中小企業の振興に取り組むことが重要であることを示しています。

#### ※参考

##### 中小企業基本法第3条

中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんが

み、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

2 中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。

## 5 市の責務

- ① 市は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ効果的に実施しなければならないこととします。
- ② 市は、地域に根差した商業及びサービス業が地域社会で果たす役割の重要性に鑑み、当該商業及びサービス業の活性化を図るため、必要な措置を講ずるものとします。
- ③ 市は、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮し、必要な措置を講ずるものとします。

### 【解説】

中小企業の振興を推進するために、市が担う責務について規定しています。

「責務」とすることにより、他の主体の「役割」や「協力」に比べて強い位置づけとしています。

- ① 市は、中小企業を取り巻く経済的社会的変化を的確に捉え、中小企業振興施策を企画立案し、効果的に実施することとします。
- ② 市は、商業・サービス業を担う中小企業者は防犯活動や環境美化活動などの実施によって地域と市民をつなぐ「地域コミュニティの担い手」として重要な役割を果たしていることを鑑み、市は必要な措置を講ずることとします。

なお、中小企業憲章（平成22年6月18日閣議決定）行動指針（7）においても、中小企業は地域や社会が抱える課題の解決に向けた活動について広く支援することとされています。

※参考

中小企業憲章 行動指針

7 地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する。

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

- ③ 市は、小規模企業者が本市において地域社会の担い手として重要な役割を担っているにも関わらず、経営資源の確保が困難であることが多いことに配慮し、必要な措置を講ずることとします。

6 中小企業者の役割

- ① 中小企業者は、経営基盤の強化及び経営の革新に自主的に取り組むよう努めるものとします。
- ② 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会に貢献するよう努めるものとします。
- ③ 中小企業者は、相互に連携を図るよう努めるものとします。
- ④ 中小企業者は、従業員がその能力を十分に発揮するための働きやすい環境の整備に努めるものとします。
- ⑤ 中小企業者は、育児又は介護を行いながら勤務する従業員に対し、配慮するよう努めるものとします。
- ⑥ 中小企業者は、従業員が地域社会における自主的な活動に参加し、及び貢献することを応援するよう努めるものとします。
- ⑦ 中小企業者は、児童及び生徒に対し、職業体験の機会を提供する等により勤労観及び職業観の育成に努めるものとします。

【解説】

基本理念にもあるとおり、中小企業の振興を推進するためには、まず、中小企業者

自らの主体的な努力が必要であり、これを明確にしています。

- ① 中小企業者は、経営基盤の強化や経営の革新に努めることとします。

なお、「経営の革新」とは、中小企業基本法第2条第2項によるものです。

※参考

中小企業基本法第2条第2項

この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

- ② 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域における防犯活動や環境美化活動などの社会貢献活動を通じて、地域社会に貢献するよう努めることとします。
- ③ 中小企業者は、中小企業全体の活性化を図るため、新たな技術、商品、サービスなどの研究開発における中小企業者間の連携に取り組むよう努めることとします。また、事業以外にもBCP（事業継続計画）を含む防災関連分野などで連携・協力することについても想定しています。
- ④ 中小企業者は、その従業員の能力を十分に発揮させるために、人材の育成と組織の革新を図る中で、ソフトとハードの両面において、従業員が働きやすい労働環境を整備するよう努めることとします。
- ⑤ 中小企業者は、育児や介護を行いながら働く従業員に対して、勤務時間の調整や休暇を取得しやすい環境を整備するよう配慮することとします。
- ⑥ 中小企業者は、その従業員が地域における社会貢献活動に積極的に参加できるよう応援することとします。
- ⑦ 中小企業者は、児童及び生徒に対する職業体験の機会の提供などによって中小企業の活動や働くことの大切さを知ってもらうよう努めることとします。

## 7 中小企業団体の役割

中小企業団体は、中小企業者の経営基盤の強化及び経営の革新並びに中小企業者が実施する社会貢献を積極的に応援するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。



### 【解説】

中小企業団体は、加入する会員と組合員が協同して経済活動を行う団体であることから、中小企業の振興に対して一定の役割を求めるものです。また、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めることとしています。

## 8 大企業者の役割

大企業者は、中小企業者の存在が自らの事業活動の維持及び発展のほか、従業員が安全で安心して暮らす上で重要であることを認識し、中小企業者の成長発展に協力するよう努めるものとします。

大企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

### 【解説】

大企業者は、地域社会や中小企業者に対して大きな影響力を有していることから、中小企業の振興に対して一定の役割を求めるものです。

大企業者は、中小企業者が大企業者の事業活動の維持、発展のほか、その従業員が安全で安心して暮らす上で欠かすことのできないパートナーであることを認識し、中小企業者の成長発展のために協力するよう努めることとします。また、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めることとします。

## 9 金融機関の役割

金融機関は、資金融資、経営相談その他の方法により、中小企業者が経営基盤の強化及び経営の革新に取り組むことができるよう支援するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

### 【解説】

金融機関は、中小企業者の経営課題の解決に果たす役割が大きいことから、中小企業の振興に一定の役割を求めるものです。

金融機関は、単に資金融資者としての役割に留まらず、中小企業者の健全な発展のために、自らの経営改善などのコンサルティング機能を発揮するなどを通じて、中小企業者が経営基盤の強化及び経営の革新に取り組むことができるよう支援することとします。また、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるこ

ととします。

## 10 支援機関の役割

支援機関は、自らの専門性の高い知識を生かして、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

### 【解説】

支援機関は、税務、会計、経営、財務、マーケティングなど経営に関する専門的な立場で、中小企業の様々な経営課題の解決に対し支援を行う機関であることから中小企業の振興に対して一定の役割を求めるものです。

支援機関は、中小企業者が抱える様々な経営課題に対し、自らの専門性の高い知識を活用し、中小企業の経営力の強化に協力することとします。また、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めることとします。

## 11 大学等の役割

大学等は、人材育成並びに研究開発及びその成果の普及における取組を通じて、中小企業の成長発展に協力するよう努めるものとします。

大学等は、市、国、愛知県、中小企業者、中小企業団体、大企業者及び支援機関との連携を通じた研究開発等を行うとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

### 【解説】

大学等に対しては、優れた人材の育成、研究開発やその成果の普及を通じて中小企業の振興に対して一定の役割を求めるものです。

大学等は、優れた人材の育成や研究開発といった大学自身の活動を通じて、中小企業の成長発展に寄与するよう努めるとともに、市をはじめ、国、愛知県、中小企業者、中小企業団体、大企業者及び支援機関との連携を通じ、中小企業と共同で新商品・新技術の研究開発を行うことにより、中小企業の事業の拡大及び技術の高度化に貢献することとします。また、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めることとします。

## 1 2 市民の協力

市民は、中小企業者が地域社会において重要な存在であることを理解し、中小企業者の成長発展に協力するよう努めるものとします。

### 【解説】

市民に対して、地域社会における中小企業の果たす役割を理解し、中小企業者の成長発展に協力することを求めています。

## 1 3 中小企業振興会議

市長は、中小企業の振興を総合的かつ効果的に推進するため、刈谷市中小企業振興会議（以下「振興会議」といいます。）を置きます。

振興会議は、中小企業の振興に関し、施策、計画その他必要な事項を協議し、市長に意見を述べることができます。

振興会議は、委員10人以内で組織します。

委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

- (1) 中小企業者の役員
- (2) 中小企業団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

委員の任期は、3年とします。

### 【解説】

振興会議は、中小企業の振興の推進について、中小企業者などの立場の人から助言を求めるために設置するものです。

振興会議は、中小企業の振興に関する施策、計画などについて協議し、市長に対して意見を述べるものとします。

## 1 4 財政上の措置

市は、中小企業の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

**【解説】**

基本理念にのっとり、市の責務を果たすに当たって、中小企業の振興に関する施策を実施するために必要な財源確保に努めることとします。

1 5 条例の検証

市長は、必要に応じてこの条例の内容について検証し、必要が生じた場合には見直しを行うものとします。

**【解説】**

社会経済情勢や施策の実施状況の検証結果などを反映する場合には、この条例の見直しを行うこととします。

1 6 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めます。

**【解説】**

条例に規定している事項に関し、手続きなどの細かい事項を別に定めることを規定しており、一般に条例本則の末尾に置かれるものです。

この委任に基づき、この条例の理念に基づく中小企業の振興に関する具体的な施策については、別に定めることとなります。